

Title	商標法に関する楊和義教授との国際共同研究について
Author(s)	茶園,成樹
Citation	阪大法学. 2016, 66(1), p. 197-198
Version Type	VoR
URL	https://doi.org/10.18910/79157
rights	
Note	

The University of Osaka Institutional Knowledge Archive : OUKA

https://ir.library.osaka-u.ac.jp/

The University of Osaka

商標法に関する楊和義教授との国際共同研究について

園 成 樹

茶

察」の共同研究を行った。そして、楊教授には、この共同研究の成果を含めた、 知的財産センターに滞在された。これは、 (第一回及び第二回・七月一五日、 中国の重慶工商大学法学院の楊和義教授(現在、同大学法学院長)は、二〇一五年六月八日から七月三一日まで によるものであり、楊教授と知的財産センターのスタッフは、「日中の新しいタイプの商標の保護に関する考 第三回・七月二二日)を行っていただいた。 大阪大学の国際共同研究促進プログラム 中国商標法に関する三回の講義 (短期人件費支援 (平成二七年 [2016.5] 197

研究を行うことにより、 論文を公表しておられる。 楊教授は、 中国の知的財産法研究の第一人者であり、商標法をはじめ、知的財産法全般について数多くの著書 我が国商標法が平成二六年改正により商標法の保護対象に新たに加えた音の商標等の登録 知的財産センターのスタッフは、 楊教授と、新しいタイプの商標の保護について共同で

法に照らして日本法が抱える課題を認識することができた。この貴重な経験は、 的財産法に関する問題を一緒に議論することにより、 中国法に関する最新の情報を知ることができ、 同センターによる今後の研究・教 さらに、 中国

この問題の解決方法の検討を深めることができた。また、その他の様々な知

66

(1-197)

要件や権利範囲に関する問題の理解、

また、楊教授の講義には、計一○○名を超える方が参加された。本学の教員・学生・院生のほか、 学外の方も多 [2016.5]

なった。

以下では、楊教授が執筆され、

知的財産センターの陳思勤特任准教授が翻訳した、「中国商標法における

『その

198

(1-198)

資 料 く参加され、この共同研究は、大学の知的財産法の教育としてのみならず、社会貢献としても大いに役立つものと

育を充実させることに寄与するものとなろう。

国商標法四条一項七号の「公の秩序又は善良の風俗を害するおそれがある商標」との比較の観点からも、大変興味 一〇条一項八号の「その他不良な影響」は、 現在、中国において活発な議論が展開されている問題であって、

である「新しいタイプの商標」に関する論考を収録することが適切であるかもしれない。しかしながら、このテー

あるいは楊教授との共同研究の成果として、

共同研究のテー

7

(阪大法学) 66

中国商標法一〇条一項八号の「その他不良な影響」は、

マは、今後さらに楊教授等の中国の研究者と共同で研究を深めていきたいと考えるものであり、

他方、

中国商標法

授が、第三回の講義の中で論じられたものである。 他不良な影響』を有する標識について」を収録する。

深いものである。これらの点を考慮して、後者を選択した次第である。